



福島市告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨告示する。

なお、この効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による成果の認証の日から生ずる。

令和7年1月8日

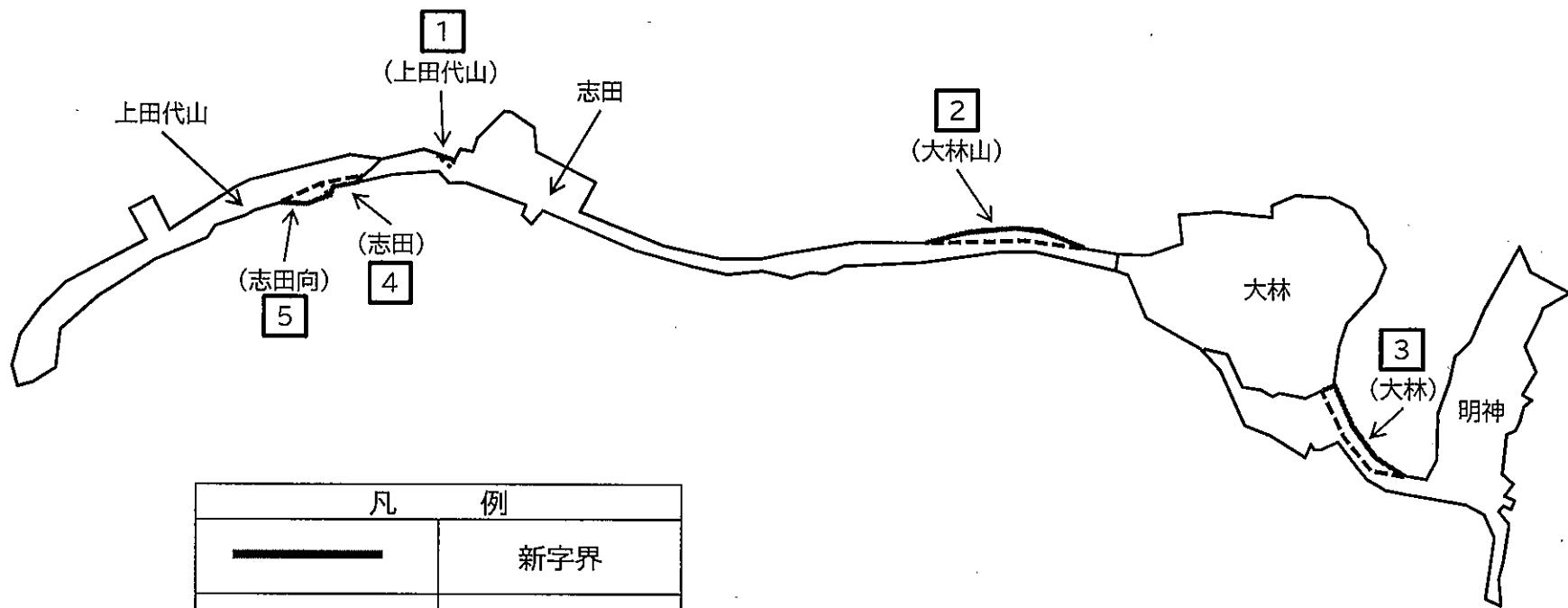
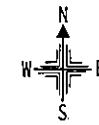
福島市長 木幡 浩

1. 区域 大波地区の一部
(別紙のとおり)

別紙

編入する字名	編入される区域	
大波字志田	大波字上田代山	1 25の3
大波字志田	大波字大林山	2 19の2、20の2、21の4、21の5
大波字明神	大波字大林	3 1の2、2の3、11の2およびこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部
大波字上田代山	大波字志田	4 17の2、17の2に隣接する道路である国有地の一部
大波字上田代山	大波字志田向	5 20の3

参考図



凡 例	
—	新字界
- - -	旧字界
()	旧字名